



# 松本市総合計画

(第10次基本計画)

美しく生きる。



健康寿命延伸都市・松本





## 「健康寿命延伸都市・松本」の総仕上げ 「生きがいの仕組みづくり」に向けて

松本市長 菅谷 昭

松本市は、超少子高齢型の人口減少社会が急速に進展していく将来を見据え、成熟型社会の都市モデルである「健康寿命延伸都市・松本」の創造を目指し、地方都市松本から日本を動かそうと、市政運営に取り組んでおります。

「健康寿命延伸都市・松本」の創造は、単に体の健康づくりにとどまらない「人」、「生活」、「地域」、「環境」、「経済」、そして「教育・文化」の6つの領域における、人と社会の健康づくりを目指した総合的なまちづくりであり、松本市基本構想2020に掲げた松本市の将来都市像であります。

そこで、今般策定いたしました第10次基本計画では、「健康寿命延伸都市・松本」の総仕上げとして、新たに「健康ときずなづくり」、「次世代を育むまちづくり」、「経済の好循環の創出」、「暮らしと生活の基盤づくり」、「将来世代のためのハード整備」の5つの重点目標を掲げました。

この第10次基本計画を、「未来志向」で松本市がステップアップしていく『きっかけ』とし、一つひとつの施策を着実に、さらにスピード感を持って、持続可能なまちづくりに向け、努めてまいりたいと考えております。

さて、私は、市長就任当初から、「これからは自らの生き方を問う時代が訪れる」と申しあげ、「住民主体型成熟社会」の実現を目指し、多くの市民の皆様と共に松本のまちづくりに力を注いでまいりました。世界の誰もが経験したことのない超高齢化時代において、今、行政に改めて求められる最終命題は、そこに住む人々に「生きていて良かった、このまちに住んでいて良かった」という肯定感を抱かせる、「生きがいの仕組みづくり」ではないかと考えております。

子どもが未来を語り、若者が地域づくりに参画し、高齢者が自身の知識や経験を地域で生かし、それぞれの居場所で生きる喜びを実感できるような「生きがいの仕組みづくり」を進め、「健康寿命延伸都市・松本」をより確かなものにしてまいりたいと考えております。

この度の第10次基本計画の策定は、平成26年に着手し、約1年半の時間をかけて取り組んでまいりました。市民総ぐるみの取組みを基本として、市民アンケート、市民ワークショップや基本計画策定市民懇談会、さらに市議会においても熱心なご議論と数多くの貴重なご意見を頂戴したところでございます。様々な場面を通じてご意見、ご提言をいただいた皆様に対し、改めて心から感謝と御礼を申しあげます。

平成28年 8 月

# 目 次

## I はじめに 1

## II 第10次基本計画

1 総論 .....	7
第1章 策定に当たっての基本的な考え方 .....	9
第2章 構成と期間 .....	12
第3章 主要指標 .....	13
第4章 計画目標 .....	16
2 各論 .....	17
施策の体系 .....	18
基本施策	
基本目標1 だれもが健康でいきいきと暮らすまち .....	21
基本目標2 一人ひとりが輝き大切にされるまち .....	33
基本目標3 安全・安心で支えあいの心がつなぐまち .....	55
基本目標4 人にやさしい環境を保全し自然と共生するまち .....	81
基本目標5 魅力と活力にあふれにぎわいを生むまち .....	101
基本目標6 とともに学びあい人と文化を育むまち .....	125
基本構想、基本計画の推進に当たって .....	145

## III 基本構想2020 153

## IV 超少子高齢型人口減少社会における松本市の人口推計 157

## V 「健康寿命延伸都市・松本」地方創生総合戦略 171

## VI 付属資料 189

# I はじめに

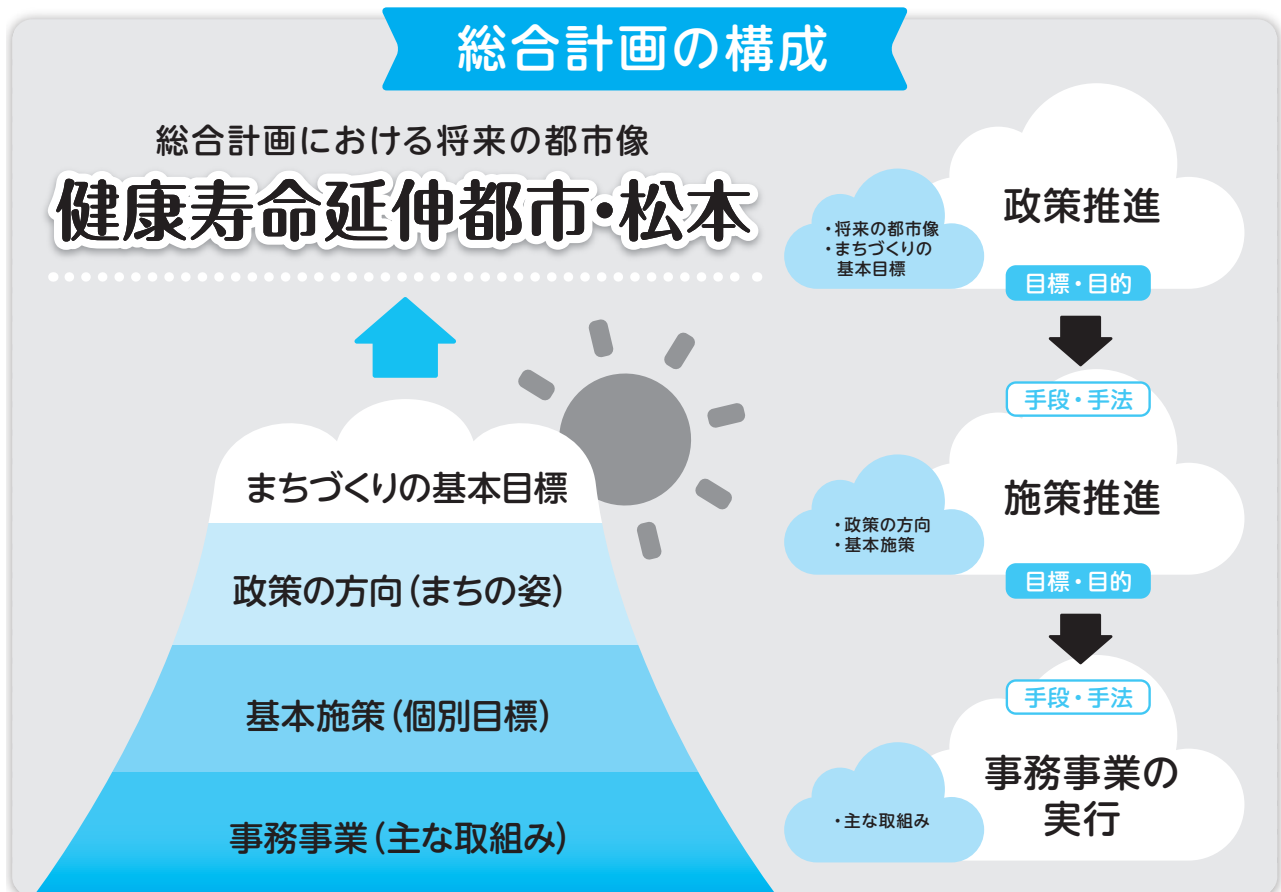


総合計画は、将来の都市像やまちづくりの基本目標などを示す、本市のまちづくりの根幹となる計画です。本市が策定する計画の最上位に位置するものであり、分野別の個別計画の策定に当たっては、総合計画との整合が図られることとなっています。

総合計画は、将来の都市像とまちづくりの基本目標を示す基本構想と施策の体系を示す基本計画で構成しています。

なお、まちづくりの基本施策を実現するために実施する個別の事務事業は、向こう3カ年を計画期間として、毎年度見直ししながら策定する実施計画により、別に提示します。

- 基本構想 …… 政策の体系  
まちづくりの基本理念等を示し将来の都市像を体系的に示すまちづくりの基本目標
- 基本計画 …… 政策を推進するための施策の体系  
将来の都市像を実現するための政策の方向を示し具体的な施策を体系的に示したまちづくりの基本施策
- 実施計画 …… 施策を推進するための事務事業の実行計画  
基本計画に掲げたまちづくりの基本施策を達成するための具体的な事務事業の実行計画



## ●地勢

松本市は、本州、そして長野県のほぼ中央に位置しています。市の東部には、標高2,000mの美ヶ原高原を望み、西部には標高3,000m級の峰々が連なる北アルプスの山岳が広がります。標高最高地点は3,190mの奥穂高岳、市中心部との標高差は約2,600mもあります。日本の屋根と言われる山岳地帯から松本平と呼ばれる肥沃な盆地まで、変化と魅力に富んだ多彩な地勢が形成されています。

市内には梓川が貫流し、上流域は北アルプスの山岳地帯にあって起伏の多い急峻な地形となっており、中流域は山麓地帯と河岸段丘が広がり、下流域は多くの河川からなる扇状地が形成されています。また北部には、周囲を山に囲まれた中に、山麓からの河川に沿って耕地が開けている地域があります。

## ●位置・面積

本市は、長野県のほぼ中央から西部に位置し、北は安曇野市、南は塩尻市、東は上田市、西は岐阜県高山市などと接しています。東西概ね52km、南北概ね41kmにわたり、面積は、978.47km<sup>2</sup>で県内最大の市域です。

【面積】 978.47km<sup>2</sup>

【標高】 592.21m

【北緯】 36度14分17秒

【東経】 137度58分19秒

(基準 松本市役所)

## ●沿革

平安時代には、信濃国府が松本の地に置かれていました。中世には信濃守護の館の所在地として、また江戸時代には松本藩の城下町として栄えました。

明治40年5月1日に市制を施行し、平成19年、市制施行100周年を迎えました。

明治期からは製糸業を中心とした近代産業が勃興し、大正初年には日本銀行松本支店が開業されるなど、長野県の経済金融の中心地となりました。近代工業化は第二次世界大戦中の工場疎開に端を発し、さらに昭和39年の内陸唯一の新産業都市の指定が契機となって、電気・機械・食料品等の業種を中心に発展してきました。現在は、産業基盤の確立と地域経済発展のため、知的集約型企業の拠点としての新工業団地建設を進めています。

商業は江戸時代から『商都松本』とも称されてきたとおり、中南信の商圏の中心として、大きな商業集積を形成してきています。農業は、昭和30年代までは、専業農家を中心に稲作、畑作、養蚕、酪農などが行われ、その後の高度経済成長期からは、農業従事者の他産業への流出、兼業化などが顕著となり、農家戸数は減少していますが、近年では、気象条件を生かした高品質の野菜、果樹、花きの生産が増加しています。

高速交通網は、平成5年に長野自動車道が全線開通し、平成9年には、北陸地方への通年通行が可能な安房トンネルが開通しました。また、平成6年の松本空港ジェット化整備により、交流拠点都市としての機能も充実しました。

本市は伝統的に教育や文化を重んずる気風があり、明治初年の開智学校の開校に始まり、大正期には松本高等学校（旧制）が招致されました。戦後はスズキ・メソード、世界花いっぱい運動が発祥し、平成4年からは小澤征爾マエストロのセイジ・オザワ 松本フェスティバルが毎年開催されています。

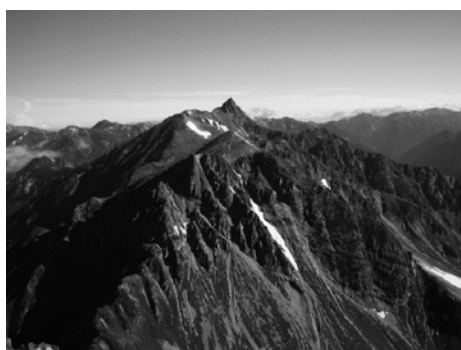
地方分権を推進するため、平成12年には特例市の指定を受け、現在は、連携中枢都市圏の形成も遠望し、中核市移行に向けた検討に着手するなど、松本広域圏の中心都市として、周辺市村と連携を図りながら、個性豊かな持続可能なまちづくりに取り組んできました。また、平成17年4月に近隣の四賀村・安曇村・奈川村・梓川村と、さらに平成22年3月には波田町と合併し、全市一体的な市政運営を進めるとともに、平成26年度には、市内全35地区に、それぞれの地域課題を解決していくため、地域づくりセンターを設置し、地域を基盤として、更なる「健康寿命延伸都市・松本」のまちづくりに取り組んでいます。

## ●四季

気候は、日較差の大きい典型的な内陸性気候です。湿度が低く、さわやかな空気と澄みわたった空、長い日照時間に恵まれています。標高の高い上高地や乗鞍高原、野麦峠、美ヶ原高原などでは冬季の積雪量も多く、厳しい寒さとなります。

## ●三ガク都

3,000m級の峰々が連なる日本アルプスを擁し、多くのアルピニストを迎える「岳都松本」。バイオリンの調べやセイジ・オザワ 松本フェスティバルの「楽都松本」。そして、古くから学問を尊ぶ進取の気質あふれる「学都松本」。城下町・松本と並ぶ『三ガク都』松本の魅力を高め、世界との交流を深めています。



岳都～北穂高岳から槍ヶ岳を望む～



楽都～ OMFで指揮をとる小澤征爾総監督～

©山田毅



学都～市民の生涯学習の拠点、重要文化財  
旧松本高等学校校舎～





## **Ⅱ 第10次基本計画**

### **1 総論**



## 第1章 策定に当たっての基本的な考え方

### 1 「超少子高齢型人口減少社会」の到来

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」によると、平成72年（2060年）の総人口は約8,700万人まで減少し、高齢化率（65歳以上の人口比率）は、約40%まで上昇すると予測されています。

さらに、1人の女性が生涯に何人の子どもを産むのかを推計した合計特殊出生率は1.46（厚生労働省：平成27年人口動態統計）で、2年ぶりに上昇したものの、長期的に人口を維持できるとされる水準（「人口置換水準」。2.07）を大きく下回っています。出生数（平成27年）も、5年ぶりに増加に転じましたが、過去2番目に少ない水準であり、少子化に歯止めがかかっていません。

こうした状況もあり、国は、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」において、このまま人口が急速に減少すれば、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、究極的には国としての持続性すら危うくなる「危機的な状況」にあると警告しています。

このことは、松本市においても同様です。本市の人口は平成14年（2002年）がピークで、以降は減少傾向に転じています。合計特殊出生率は1.5と近年やや上昇していますが、人口置換水準はもとより、国民希望出生率\*1（1.8）よりも下回っています。さらに、高齢化も進み、平成52年（2040年）には高齢化率が34.6%になると予測されています。

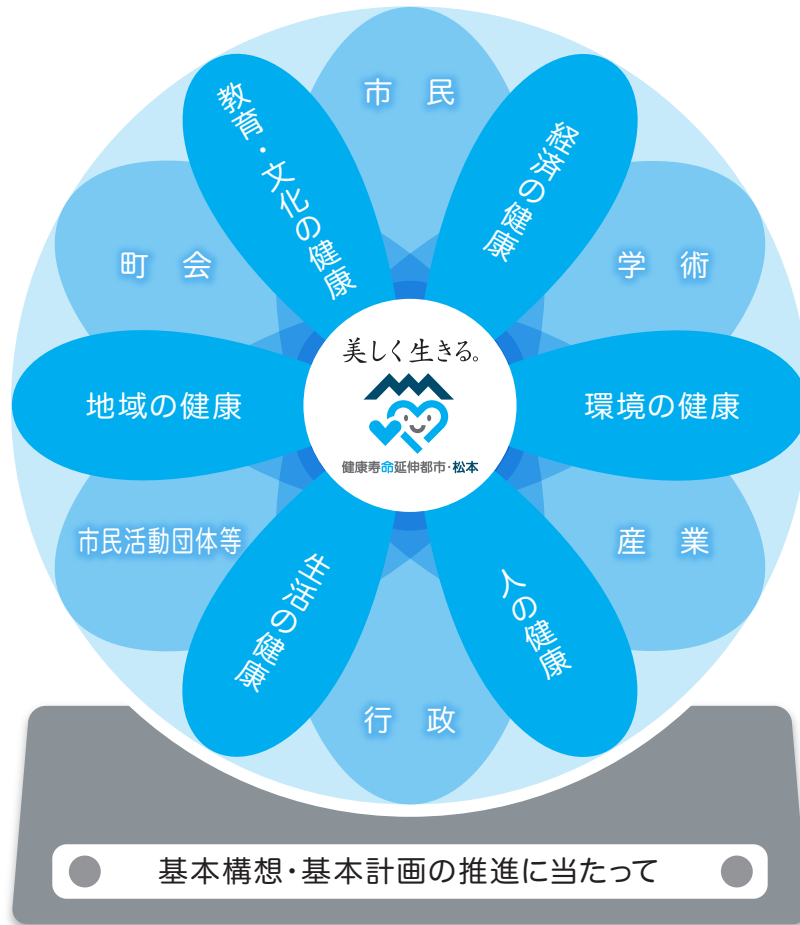
### 2 「健康寿命延伸都市・松本」の創造

松本市では、平成16年から「超少子高齢型人口減少社会」が急速に進展していく将来を見据え、「量から質」へと発想を転換し、市民一人ひとりの命と暮らしを大切に考え、だれもが健康でいきいきと暮らせるまちづくり「健康寿命延伸都市・松本」の創造を進めています。

「健康寿命延伸都市・松本」の創造は、単に保健や医療分野の健康づくりに留まらない、「人の健康」、「生活の健康」、「地域の健康」、「環境の健康」、「経済の健康」、「教育・文化の健康」の「6つの健康（まちづくり）」による「人と社会の『健康づくり』」を目指した総合的なまちづくり政策です。

松本市は、「健康寿命延伸都市・松本」を、平成23年に、「松本市基本構想2020」で将来都市像として掲げ、平成25年の「健康寿命延伸都市宣言」によって、松本市のまちづくりの普遍的な理念として位置付けました。

これまで、「健康寿命延伸」のフロントランナーとして、「健康寿命延伸都市・松本」の創造を進めてきたことにより、「第1回健康寿命をのばそう！アワード」で厚生労働大臣優秀賞を受賞し（平成25年）、また、9割を超える市民の皆さんから、松本に暮らすことに満足していると評価をいただき（平成27年度市民満足度調査）、さらには、国勢調査において2期連続で前回調査より人口が増加する（平成27年国勢調査）などの結果を得ることができたものと捉えています。



### 3 「地域」が基盤

松本市は、これまで公民館や福祉ひろばの活動を通じて、地域の自治力、連帯力、文化力、教育力を総合した「地域力」（ソーシャルキャピタル<sup>\*2</sup>の概念を含む。）を育み、共に助け合う地域づくりを進めてきました。

「健康寿命延伸都市・松本」の基盤は、豊かな「ソーシャルキャピタル」を持ち、「お互い様、お陰様」の精神で、共に助け合う地域にあります。そして近年、学術的な研究により、「ソーシャルキャピタル」は、健康増進にも良い影響を与えることが明らかになってきています。

松本市は、平成26年度から全地区に地域づくりセンターを設置し、学習を核とした総合的な地域づくりの拠点である公民館や、共に支え合う自治型地域福祉の拠点としての福祉ひろばと一体となって、住民主体の地域づくりを支援するとともに、絆と信頼関係で結ばれた「地域力」を培う、新たな地域づくり政策をスタートしました。

現在も、この地域力を発揮し、各地区が自らの特色を生かして地域の課題解決に取り組み、町会と市との協働を核とした松本市独自の地域づくりを進めているところです。

また、産業界と連携した健康づくりに取り組む「松本ヘルスバレー構想」を推進し、「健康寿命延伸都市・松本」における経済の好循環を図ることも、市民の生活を支えていく上で、大変重要な政策として進めています。

## 4 「生きがいの仕組みづくり」へ

「健康寿命延伸都市・松本」は、平成26年、「美しく生きる。」を加えて、「美しく生きる。健康寿命延伸都市・松本」に歩みを進めてきました。

「美しく生きる。」は、健やかに生きること、爽やかに生きること。あるいは、穏やかに生きること、信念をもって生きること。人それぞれが「美しい」と思う生き方を、この松本で全うして欲しい。さらには、先人が築き守り育ててきた、「すばらしいまち松本」に暮らす誇りを持ち、また、次代に引き継いでいく責任を持って、まちづくりに参画していただきたい。そうした願いと決意を込めています。

平均寿命から健康寿命へと価値観の転換が進む現在は、まさに、「美しく生きる。」ための「生き方」が問われる時代と言えます。そこでは、それぞれのライフステージにおいて、人生の目標となり、生きる力の源泉となる「生きがい」を持つことが大切です。

若い世代から高齢者まで、すべての市民の皆さんが、「命の質」や「人生の質」を高める「生きがい」を見出すことができるまち。また、生きがいを持てる手段や場を得られ、将来にわたり持ち続けられるまち。さらには、人のため、社会のために尽くすことを、生きがいとして感じられるまち。

市民の皆さんに、「このまちで生きていく」と思ってもらえる、そのようなまちをつくっていくことが、「生きがいの仕組みづくり」です。

松本市では、「生きがいの仕組みづくり」を、平成27年度に策定した「『健康寿命延伸都市・松本』地方創生総合戦略」（以下「松本版地方創生総合戦略」といいます。）の基本目標に掲げ、人口減少や地域経済対策の分野で先行して取り組んでいます。

第10次基本計画では、物質的な豊かさだけでは満たされることのない「心」が満足できる成熟型社会の実現に向け、基本構想2020に掲げる6つのまちづくり全ての分野を対象として、「健康寿命延伸都市・松本」をさらに前進させる「生きがいの仕組みづくり」に、市民や民間の皆さんと共に取り組んでいきます。

### ●用語解説

#### ※1 国民希望出生率

結婚をして子供を産みたいという人の希望が叶えられた場合の出生率で、安倍晋三・第96代内閣総理大臣は、「アベノミクス新3本の矢」（平成27年9月）において、「子育て支援」を充実して希望出生率1.8の実現を目指すと発表しています。

希望出生率 = (既婚者割合 × 夫婦の予定子ども数) + (未婚者割合 × 未婚者の結婚希望割合 × 理想の子ども数) × 離別等効果

#### ※2 ソーシャルキャピタル

人々が持つ信頼関係や人間関係のことで、「社会関係資本」ともいいます。ソーシャルキャピタルの考え方は、本市が公民館や福祉ひろば等の活動を通じて、地域の絆づくりや信頼関係の構築を進めてきたことと重なり、地域づくりの原動力としてきた「自治力、連帯力、教育力、文化力を総合した地域の力」とも合致するものです。

## 第2章 構成と期間

### 1 基本計画の構成

- (1) 第10次基本計画の策定に当たっては、市民満足度調査の結果を踏まえ、今後5年間の人口推計、財政推計を主要指標として、具体的な政策、施策を体系的に整理しました。
- (2) 「松本市基本構想2020」で定めた6つのまちづくり目標に対し、めざすべきまちの姿を示す18の「政策の方向」を設け、それぞれ「政策の方向」について、個々具体的な目標を示す「基本施策」を設ける2段階の構成とし、具体的な政策や施策を、よりわかりやすい表現にまとめました。
- (3) 市民との協働により進めるまちづくりの具体的な各論である「基本施策」を56施策にまとめ、行政運営に関する5施策（方針）は、計画の推進を支えています。
- (4) 計画の目標管理を行うため、計画全体の「目標値」、基本施策に関する「目標値」を設定しています。
- (5) なお、松本版地方創生総合戦略（8つの重点施策）は、第10次基本計画のリーディングプロジェクトとして位置付けます。

### 2 基本計画の期間

第10次基本計画の期間は、平成28年度（2016年度）を初年度とし、平成32年度（2020年度）までの5年間とします。

## 第3章 主要指標

### 1 人口推計

目標年度である平成32年度の人口推計は、次のとおりです。

区分	推計値	構成比
0歳～14歳	30,193人	12.76%
15歳～64歳	140,061人	59.20%
65歳～	66,325人	28.04%
総数	236,579人	100.00%

### 2 財政推計

(1) 普通会計：中期的な財政見通しの試算

事業費推計		(単位:百万円) 上段は対前年度伸率%									
項 目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
歳入	市 税	△1.6 34,532	1.6 35,090	2.2 35,858	△0.4 35,725	△0.7 35,485	0.7 35,720	△0.6 35,496	0.9 35,804	0.8 36,103	
	交 付 税	0.7 18,088	△3.5 17,446	△5.3 16,514	△6.3 15,472	△3.1 15,000	△6.5 14,032	△4.8 13,359	△5.7 12,599	△3.7 12,135	
	地方消費税交付金	0.3 2,658	△0.9 2,635	19.8 3,157	49.5 4,720	5.4 4,974	15.8 5,762	14.0 6,567	1.0 6,633	1.0 6,699	
	国県支出金	△5.2 14,411	6.0 15,272	8.3 16,545	6.2 17,564	△3.9 16,875	5.8 17,859	3.8 18,545	2.8 19,058	2.5 19,538	
	市 債	△3.6 8,205	5.6 8,665	△2.1 8,487	△8.4 7,771	7.8 8,380	0.0 8,381	△0.1 8,371	△1.4 8,257	△0.7 8,202	
	そ の 他	△27.5 13,710	△6.9 12,768	△0.8 12,660	△1.3 12,495	0.5 12,558	△9.9 11,313	0.1 11,323	△0.4 11,279	△1.9 11,064	
	計	△4.2 91,604	0.3 91,876	1.5 93,221	0.6 93,747	△0.5 93,272	△0.2 93,067	0.6 93,661	0.0 93,630	0.1 93,741	
歳出	人 件 費	△0.2 15,394	△3.6 14,843	1.3 15,043	△0.3 15,003	△1.1 14,842	1.1 14,998	0.8 15,117	△0.6 15,031	△0.2 14,999	
	扶 助 費	△0.4 15,001	1.7 15,261	1.9 15,553	4.8 16,293	3.4 16,854	2.7 17,304	2.7 17,779	3.1 18,333	3.2 18,918	
	公 債 費	△0.4 11,387	0.5 11,446	△4.6 10,920	2.7 11,219	△4.1 10,760	△2.0 10,550	0.5 10,602	△0.6 10,534	0.0 10,531	
	物 件 費	△7.0 10,838	△0.2 10,812	5.6 11,421	7.1 12,232	△2.2 11,961	1.7 12,169	0.5 12,231	1.3 12,390	1.0 12,515	
	補助費等	△5.0 10,982	△4.2 10,521	0.0 10,519	20.0 12,625	△15.1 10,713	1.0 10,818	△2.0 10,600	△1.8 10,414	0.8 10,493	
	普通建設事業	7.3 11,380	△0.7 11,295	16.9 13,204	△13.2 11,464	4.9 12,031	△11.7 10,623	5.4 11,192	△5.3 10,597	△8.6 9,683	
	そ の 他	△18.6 14,996	6.7 15,994	△6.0 15,032	△0.8 14,911	△1.6 16,111	3.1 16,605	△2.8 16,140	1.2 16,331	1.7 16,602	
	計	△4.5 89,978	0.2 90,172	1.7 91,692	2.2 93,747	△0.5 93,272	△0.2 93,067	0.6 93,661	0.0 93,630	0.1 93,741	
市債依存度 減税補てん、臨財債を除く (下段=臨財債)	9.0 3.5 4,980	9.4 4.0 5,009	9.1 4.4 4,405	8.3 3.7 4,267	9.0 4.9 3,782	9.0 4.9 3,852	8.9 5.0 3,650	8.8 5.2 3,421	8.7 5.3 3,282		
市債残高	88,805	87,104	85,569	83,318	81,839	80,359	78,881	77,423	75,975		
実質公債費比率	8.8	7.8	6.8	5.4	5%台	5%台	5%台	5%台	5%台		
経常収支比率	83.3	83.0	83.2	82.0%	80%台後半	80%台後半	80%台後半	80%台後半	80%台後半		



## (2) 水道事業会計

(単位：百万円)

区	分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
収益的収支	給水収益	4,492	4,467	4,524	4,520	4,518	4,509
	分担金及び負担金	211	237	255	247	242	230
	一般会計繰入金	109	92	91	61	57	53
	長期前受金戻入	666	652	627	600	575	547
	その他収益	66	45	45	45	45	44
	水道事業収益 ①	5,544	5,493	5,542	5,473	5,437	5,383
	人件費	412	429	486	490	494	499
	受水費	1,084	1,103	1,124	1,124	1,127	1,124
	支払利息	221	221	227	223	216	213
	減価償却費・資産減耗費	1,827	1,870	1,910	1,936	1,960	2,013
	その他支出	1,308	1,416	1,474	1,438	1,432	1,501
	水道事業費用 ②	4,852	5,039	5,221	5,211	5,229	5,350
	消費税調整額等 ③	149	158	149	176	153	103
	当年度純利益 ①-②-③=④	543	296	172	86	55	△ 70
利益剰余金年度末残高	2,816	2,709	2,234	2,059	1,766	1,606	
資本的収支	企業債	1,080	896	760	616	689	473
	国県費補助金	0	12	14	11	9	10
	一般会計繰入金	165	222	178	181	183	187
	その他収入	80	102	124	94	55	24
	資本的収入 ⑤	1,325	1,232	1,076	902	936	694
	建設改良費	2,223	2,422	1,894	2,161	1,855	1,284
	企業債償還金	837	798	766	747	709	714
	その他支出	0	0	0	0	0	0
	資本的支出 ⑥	3,060	3,220	2,660	2,908	2,564	1,998
	資本的収支差引額 ⑤-⑥	△ 1,735	△ 1,988	△ 1,584	△ 2,006	△ 1,628	△ 1,304
補てん財源	消費税資本的収支調整額	151	160	150	177	153	104
	損益勘定留保資金	1,181	1,181	1,173	1,481	1,385	1,200
	減債・建設改良積立金取崩額	403	647	261	348	90	0
	補てん財源合計	1,735	1,988	1,584	2,006	1,628	1,304

## (3) 下水道事業会計

(単位：百万円)

区	分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
収益的収支	下水道使用料	5,192	5,154	5,216	5,218	5,217	5,210
	一般会計負担金	1,004	991	968	511	489	491
	長期前受金戻入	1,474	1,458	1,431	1,416	1,406	1,429
	その他営業収入	121	95	94	106	94	94
	下水道事業収益 ①	7,791	7,698	7,709	7,251	7,206	7,224
	人件費	283	295	305	308	311	313
	営業費用	1,355	1,373	1,382	1,416	1,342	1,346
	支払利息	1,028	923	827	743	668	617
	減価償却費・資産減耗費	3,652	3,636	3,632	3,615	3,580	3,611
	その他支出	766	897	813	721	701	752
	下水道事業費用 ②	7,084	7,124	6,959	6,803	6,602	6,639
消費税調整額等 ③	△ 67	△ 61	△ 19	△ 14	80	△ 15	
当年度純利益 ①-②-③=④	774	635	769	462	524	600	
利益剰余金年度末残高	2,192	2,206	2,297	2,243	2,549	3,018	
資本的収支	企業債	464	542	1,097	1,028	1,810	877
	国県費補助金	472	598	857	902	1,981	969
	一般会計負担金	1,465	1,500	1,440	1,343	1,197	1,209
	その他収入	115	103	103	197	198	85
	資本的収入 ⑤	2,516	2,743	3,497	3,470	5,186	3,140
	建設改良費	1,233	1,420	2,257	2,271	4,239	2,151
	企業債償還金	4,013	4,080	3,907	3,583	3,313	3,204
	その他支出	30	43	36	22	25	24
	資本的支出 ⑥	5,276	5,543	6,200	5,876	7,577	5,379
	資本的収支差引額 ⑤-⑥	△ 2,760	△ 2,800	△ 2,703	△ 2,406	△ 2,391	△ 2,239
補てん財源	消費税資本的収支調整額	22	0	0	0	85	0
	損益勘定留保資金	2,117	2,122	2,187	2,188	2,175	2,172
	減債・建設改良積立金取崩額	621	678	516	218	131	67
	補てん財源合計	2,760	2,800	2,703	2,406	2,391	2,239

## (4) 市立病院事業会計

(単位：百万円)

科目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
病院・収益的収入	入院収益	2,201	2,477	2,542	2,542	2,542	2,542
	外来収益	1,292	1,289	1,291	1,291	1,291	1,291
	その医業収益	423	434	430	430	434	438
	一般会計負担金	307	287	335	335	335	335
	国県補助金	9	10	10	10	10	10
	近隣市町村負担金	0	0	0	0	0	0
	国保会計繰入金特別利益	4	3	3	3	3	3
	その医業外収益	67	76	72	72	73	73
	特別利益	0	0	0	0	0	0
事業収益 ①	4,303	4,576	4,683	4,683	4,688	4,692	
病院・収益的支出	給与費	2,745	2,831	2,844	2,844	2,844	2,844
	退職手当金	63	90	77	77	77	77
	材料費	703	713	713	713	720	726
	経費	540	555	592	627	597	557
	減価償却費 ②	229	206	218	218	218	218
	資産減耗費 ③	7	8	7	3	3	3
	研究研修費	23	21	20	20	20	20
	支払利息	45	43	41	38	34	31
	その医業外費用	108	95	102	102	103	104
	特別損失	0	0	0	0	0	0
予備費	0	0	0	0	0	0	
事業費用 ④	4,463	4,562	4,614	4,642	4,616	4,580	
病院分当期純利益 ⑤ = ① - ④	△ 160	14	69	41	72	112	
訪問看護収益	41	41	45	45	45	45	
訪問看護費用	41	45	45	45	45	45	
訪問看護純利益 ⑧	0	△ 4	0	0	0	0	
居宅介護収益	5	5	5	5	5	5	
居宅介護費用	6	6	6	6	6	6	
居宅介護純利益 ⑨	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	
当期純利益 ⑤ + ⑧ + ⑨	△ 161	9	68	40	71	111	
資本剰余金等による欠損金処理	0	0	1	2	3	4	
未処分利益剰余金（未処理欠損金）⑥	△ 300	△ 291	△ 223	△ 183	△ 112	△ 1	
資本的収支不足額 ⑦	171	175	240	244	250	209	
減債等積立金等 ⑧	0	0	0	0	0	0	
当年度損益勘定留保資金 ② + ③	236	214	225	221	221	221	

## 第4章 計画目標

### 1 5つの重点目標

第10次基本計画における重点目標として、次の5つを掲げ、取組みを進めます。

- (1) 地域包括ケア体制の整備や地域づくりの人材育成など、心と体と地域を支える「健康ときずなづくり」
- (2) 松本地域で医療機関等と協力した出産体制を維持し、子どもや子育てを包括的に支援する「次世代を育むまちづくり」
- (3) 松本ヘルスバレーの構築、新観光戦略の推進、伝統地場産業の育成、女性や若者が活躍できる社会づくりによる、「経済の好循環の創出」
- (4) 次世代交通システムの具現化と地域公共交通の維持や、新エネルギー戦略による、質の高い「暮らしと生活の基盤づくり」
- (5) 基幹博物館・市立病院の建設、市役所新庁舎建設計画の推進、中部縦貫道・国道19号等の広域道路網の建設促進、信州まつもと空港の機能強化など、「将来世代のためのハード整備」

### 2 目標指標

第10次基本計画の全体目標指標を次のとおり設定します。

指標	現状 (H26)	目標
松本市での暮らしに満足している市民の割合	90.9%	更なる上昇
松本市に暮らし続けたいと思う市民の割合	83.6%	85%以上

## 2 各論

まちづくりの基本目標

政策の方向(まちの姿)

基本施策(個別目標)

「人の健康」

1 だれもが健康でいきいきと暮らすまち

「生活の健康」

2 一人ひとりが輝き大切にされるまち

「地域の健康」

3 安全・安心で支えあいの心がつなぐまち



健康寿命延伸都市・松本

基本構想、基本計画推進に当たって

「教育・文化の健康」  
6 ともに学びあい人と文化を育むまち

6・4 歴史・文化遺産を守り、生かすまち  
本市の歴史・文化遺産に触れ、その価値を学ぶことで、かけがえない財産を、一人ひとりが担い手となって次代へ引き継いでいくことができるまちをつくりまします。

- 方針 5 人材育成の推進
- 方針 4 松本の魅力発信力の強化
- 方針 3 窓口サービス・広聴の充実
- 方針 2 財政基盤の強化
- 方針 1 質の高い行政経営の実現
- 6・4・1 歴史・文化資産保護・活用の推進
- 6・4・2 城下町まじもとにふさわしいまちづくり

6・3 文化・スポーツで魅力あふれるまち  
先人の築いた文化、芸術の継承、新たな文化、芸術の創造を促進するとともに、誰もがスポーツに親しみ、気軽に行える環境整備と多様な機会を提供することにより、文化・スポーツを活用した交流と魅力あふれるまちをつくりまします。

- 6・3・2 スポーツの振興
- 6・3・1 文化芸術活動の推進

6・2 生涯学習が地域を豊かにするまち  
子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが学び続け、共に学び、その成果を次代に引き継いでいくことで、人生の質を高め、地域が豊かになるまちをつくりまします。

- 6・2・2 社会教育環境の整備
- 6・2・1 生涯学習の推進

6・1 子どもの可能性が広がるまち  
子どもを取り巻く教育環境の充実を図り、地域とのつながりを大切にしながら、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるまちをつくりまします。

- 6・1・3 子どもを豊かに育む食育の推進
- 6・1・2 学校環境の整備・充実
- 6・1・1 学校教育の充実

5・3 松本ブランドを発信するまち  
特産品化や新産業の創出などによりブランド力を高め、魅力ある松本ブランドを発信し、訪れる人が好感を持ち続けることができるまちをつくりまします。

- 5・3・3 戦略的な観光施策の推進
- 5・3・2 健康産業の創出
- 5・3・1 農産物高付加価値化の推進

5・2 産業の活力を生み、伸ばすまち  
産業の生産基盤の整備や販路拡大などによる生産の安定、消費の拡大を進め、事業者が活力を持ち続けることができるまちをつくりまします。

- 5・2・3 ものづくり産業の振興
- 5・2・2 商業の振興
- 5・2・1 農林業の振興と美しい農山村の継承

5・1 地域資源と人材を生かすまち  
まちなみなどの魅力ある地域資源を活用した賑わいの創出と、地域に根ざした人材の育成を進め、能力を生かすことができるまちをつくりまします。

- 5・1・5 健康経営の推進
- 5・1・4 労働・雇用対策の推進
- 5・1・3 山岳観光の推進
- 5・1・2 中心市街地の賑わいの創出
- 5・1・1 創業・事業承継支援の推進

4・3 快適な生活環境を育むまち  
生活を取り巻く環境を自然や歴史、公衆衛生に配慮しながら整備し、自然環境や生活環境にやさしく暮らすことができるまちをつくりまします。

- 4・3・3 公衆衛生環境の向上
- 4・3・2 景観維持・保全の推進
- 4・3・1 水・大気などの環境保全の推進

4・2 自然を守り、育むまち  
豊かな自然環境を守り、身近な自然を育み、まちの至るところで自然とふれあい、親しむことができ、多様な環境に育まれた生きものあふれるまちをつくりまします。

- 4・2・3 生物多様性保全の推進
- 4・2・2 花のあるまちづくり・まちなか緑化の推進
- 4・2・1 森林環境整備の推進

「環境の健康」  
4 人によさしい環境を保全し自然と共生するまち

